

内航船舶に係る特別償却制度・買換特例制度・中小企業投資促進税制

参照条文

■環境負荷低減に資する船舶に係る特別償却制度（船舶に係る特別償却制度）

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

<所得税関係>

（特定船舶の特別償却）

第十一条 青色申告書を提出する個人で政令で定める海上運送業(以下この項において「特定海上運送業」という。)を営むものが、令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶のうち次の各号に掲げるもの(以下この条において「特定船舶」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定船舶を製作して、これを当該個人の特定海上運送業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定船舶をその用に供した場合又は政令で定める個人以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。)には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定船舶の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定船舶について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額(当該特定船舶の取得価額に当該各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定船舶の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一～三 （略）

四 外航船舶以外の船舶 百分の十六(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八)

2 前項の規定により当該特定船舶の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定船舶を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定船舶の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定船舶の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定船舶の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

<法人税関係>

（特定船舶の特別償却）

第四十三条 青色申告書を提出する法人で政令で定める海上運送業(以下この項において「特定海

上運送業」という。)を営むものが、令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶のうち次の各号に掲げるもの(以下この条において「特定船舶」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定船舶を製作して、これを当該法人の特定海上運送業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定船舶をその用に供した場合又は政令で定める法人以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定船舶の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定船舶の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定船舶の取得価額に当該各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

一～三 (略)

四 外航船舶以外の船舶 百分の十六(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八)

- 2 前項の規定は、確定申告書等に特定船舶の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）

<所得税関係>

(特定船舶の特別償却)

第五条の八 法第十一条第一項に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第一号及び第四項において同じ。)、沿海運輸業(本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第二号及び第五項において同じ。)及び船舶貸渡業(海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第七項に規定する船舶貸渡業をいう。次項及び第三項において同じ。)とする。

- 2 法第十一条第一項に規定する特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶は、次に掲げる船舶に該当する鋼船(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第二十条の規定に該当するものを除く。)のうち国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

一 (略)

二 沿海運輸業の用に供される船舶(総トン数が五百トン以上のものに限るものとし、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供されるもので、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものを除く。)

- 3 法第十一条第一項に規定する政令で定める個人は、船舶貸渡業を営む個人とする。

4 (略)

- 5 法第十一条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、沿海運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

- 6 国土交通大臣は、第二項又は前二項の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

＜法人税関係＞

（特定船舶の特別償却）

第二十八条 法第四十三条第一項に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第一号及び第四項において同じ。）、沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第二号及び第五項において同じ。）及び船舶貸渡業（海上運送法第二条第七項に規定する船舶貸渡業をいう。次項及び第三項において同じ。）とする。

2 法第四十三条第一項に規定する特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶は、次に掲げる船舶に該当する鋼船（船舶法第二十条の規定に該当するものを除く。）のうち国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

一 （略）

二 沿海運輸業の用に供される船舶（総トン数が五百トン以上のものに限るものとし、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供されるもので、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものを除く。）

3 法第四十三条第一項に規定する政令で定める法人は、船舶貸渡業を営む法人とする。

4 （略）

5 法第四十三条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、沿海運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

6 国土交通大臣は、第二項又は前二項の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

○租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶（平成二十七年国土交通省告示第四百七十三号）

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第二項、第四項及び第五項並びに第二十八条第二項、第四項及び第五項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、平成二十七年四月一日から適用する。

（特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶）

一 租税特別措置法（以下「法」という。）第十一条第一項及び第四十三条第一項に規定する特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める船舶（薬品タンク船を除く。）

イ （略）

ロ 令第五条の八第一項及び第二十八条第一項に規定する沿海運輸業 別表二に掲げる船舶（環境への負荷の低減に著しく資する外航船舶）

二 (略)

(環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶)

三 法第十一条第一項第四号及び第四十三条第一項第四号に規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶 別表三に掲げる船舶

別表一 外航船舶

番号	船舶
1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海防法」という。）第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（2の項第一号イからトまで及び3の項第一号イからヘまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。）以外の船舶で、第一号から第二十五号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有している鋼船（第二十六号から第三十三号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限る。） 一 主機関又は推進装置（次のいずれかに該当するものに限る。） イ 窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。）が次のいずれかに該当するものに限る。） （1） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「海防法施行令」という。）第十一条の七の表第一号中欄イからヘまで及び第二号中欄イからハまでに掲げる原動機（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百九十五号。以下「平成二十七年改正令」という。）附則第二項各号に掲げるものを除く。）であつて、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が次に掲げるその使用する放出海域の区分に応じそれぞれ次に定める値以下となるもの（次に掲げる放出海域のいずれにおいても使用するものにあつては、（i）に掲げる放出海域で使用する場合には（i）に定める値以下となり、かつ、（ii）に掲げる放出海域で使用する場合には（ii）に定める値以下となるもの） （i） 海防法施行令第十一条の七の表第一号上欄に掲げる放出海域 同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に二十分の十九・五を乗じて算出された値 （ii） 海防法施行令第十一条の七の表第二号上欄に掲げる放出海域 同号

	中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値 (2) 平成二十七年改正令附則第二項第一号から第三号までに掲げる原動機のうち平成二十七年改正令による改正前の海防法施行令第十一条の七の表第一号から第三号までの上欄に掲げるものであって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同表第一号から第三号までの下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値以下となるもの ロ 電子制御型ディーゼル主機関 ハ 電気推進装置 二 船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置 三 電源自動制御装置 四 推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置 五 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置 六 主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置 七 燃料タンク（次のいずれかに該当するものに限る。） イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの ロ オーバーフロー・ラインを有するもの 八 機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置 九 機関室内火災探知装置 十 機関室内ビルジの高位警報装置 十一 船首及び船尾の係留用ウィンチの遠隔制御装置 十二 衛星航法装置 十三 自動操舵^だ装置 十四～三十三（略）
--	--

別表二 内航船舶

番号	船舶
1	総トン数が五百トン以上二千トン未満の鋼船であって、第一号から第八号まで

に掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの（第九号及び第十号に規定する船舶にあつてはそれぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限るものとし、船舶検査証書（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ。）において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては第十一号に掲げる装置を有し、かつ、第十二号に掲げる塗料を船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第六十五条の二第一項（同令第六十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線（以下「海水満載喫水線」という。）より下方の部分（同法第三条に規定する船舶以外の船舶にあつては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの七十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布しているものに限る。）

一 別表一 1 の項第一号から第三号まで、第五号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる装置

二 発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関

ロ A重油専用発電機関

ハ ターボ・ジェネレーター

三 推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ 推進効率改良型舵^{かじ}（整流板付舵^{かじ}、フラップ付舵^{かじ}又はシリング舵^{かじ}に限る。）

ロ 船尾装着フィン

ハ 燃料改質器

ニ 空気潤滑システム

ホ バトックフロー船型

ヘ エラ船型

ト 船尾バルブ

四 船首方位制御装置

五 サイドスラスタ

六 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ、プロペラ前部放射状型取付翼、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。）

	七 LED照明器具（船内居住空間に設置する全ての照明器具をLED照明器具とする場合の当該LED照明器具に限る。） 八 バルバスバウ又はバルブレス船首船型 九 ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー 十 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置 十一 船舶自動識別装置 十二 加水分解型の摩擦抵抗低減塗料
2	総トン数が二千トン以上の鋼船であって、第一号から第四号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの（第五号から第七号までに規定する船舶にあってはそれぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限るものとし、船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては第八号に掲げる装置を有し、かつ、第九号に掲げる塗料を船底外板及び船側外板の外面で海水満載喫水線より下方の部分（船舶安全法第三条に規定する船舶以外の船舶にあっては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの七十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布しているものに限る。） 一 別表一 1 の項第一号から第十三号までに掲げる装置 二 1 の項第二号から第八号までに掲げる装置、機器及び船型 三 衝突予防援助装置 四 熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。） 五 ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー 六 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置 七 コンテナ船又は重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置 八 船舶自動識別装置 九 加水分解型の摩擦抵抗低減塗料

別表三 環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶
(平二九国交告三〇二・一部改正)

船種	船舶
電気推進船	別表二に掲げる船舶のうち、次に掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの 一 電気推進装置 二 推進効率改良型プロペラ（二重反転プロペラ、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。） 三 推進効率改良型船型（バトックフロー船型、エラ船型又は船尾バルブに限る。）又は空気潤滑システム
電気推進船に準ずる環境性能を有する船舶	別表二に掲げる船舶のうち、次の各号のいずれかに該当するもの 一 次に掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの イ 熱効率改良装置（排気ガスエコマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。） ロ 推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。） ハ 推進効率改良型船型（バトックフロー船型、エラ船型又は船尾バルブに限る。）又は空気潤滑システム ニ 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。） 二 航海支援システム（気象及び海象に係る予測情報に基づく環境への負荷の低減に資する最適な航路及び速力を表示する装置を有するものに限る。）を有しているもの

■海上運送業における特定の事業用資産の買替等の場合の特例措置（買替特例制度）

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

<所得税関係>

（特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十七条 個人が、昭和四十五年一月一日から令和八年十二月三十一日（次の表の第三号の上欄に掲げる資産にあつては、同年三月三十一日）までの間に、その有する資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条、第三十七条の四及び第三十七条の五において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもののうち事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下第三十七条の五までにおいて同じ。）の用に供しているものの譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十三条から第三十三条の三までの規定に該当するもの及び贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）をした場合において、

当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに、当該各号の下欄に掲げる資産の取得(建設及び製作を含むものとし、同表の第一号及び第三号の上欄の場合を除き、贈与、交換又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下第三十七条の三までにおいて同じ。)をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(以下同条までにおいて「買換資産」という。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用(同表の第四号の下欄に掲げる船舶については、その個人の事業の用。第三項及び第四項並びに次条第一項において同じ。)に供したとき(当該期間内に当該事業の用に供しなくなつたときを除く。)、又は供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあっては当該譲渡に係る資産のうち当該収入金額の百分の八十(当該譲渡をした資産が同表の第一号の上欄に掲げる資産(同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七条の三第二項において同じ。))に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十。以下この項において同じ。)に相当する金額を超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合にあっては当該譲渡に係る資産のうち当該取得価額の百分の八十に相当する金額を超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条の規定を適用する。

譲渡資産	買換資産
四 船舶(船舶法第一条に規定する日本船舶に限るものとし、漁業(水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。)の用に供されるものを除く。以下この号において同じ。)のうちその進水の日からその譲渡の日までの期間が政令で定める期間に満たないもの(建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、平成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。)	船舶(政令で定めるものに限る。)

2～12 (略)

<法人税関係>

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第六十五条の七 法人(清算中の法人を除く。以下この款において同じ。)が、昭和四十五年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間(第九項において「対象期間」という。)内に、その有する資産(棚卸資産を除く。以下この款において同じ。)で次の表の各号の上欄に掲げるもの(その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下第六十五条の九までにおいて同じ。))を除く。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(第四項及び第十二項並

びに次条第十四項及び第十五項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用(同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。))に供したとき(当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。)、又は供する見込みであるとき(適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。))は、当該買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十(当該譲渡をした資産が同表の第一号の上欄に掲げる資産(同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。))に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十)に相当する金額(以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。))により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲渡資産	買換資産
四 船舶(船舶法第一条に規定する日本船舶に限るものとし、漁業(水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。)の用に供されるものを除く。以下この号において同じ。)のうちその進水の日からその譲渡の日までの期間が政令で定める期間に満たないもの(建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、平成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。)	船舶(政令で定めるものに限る。)

2～16 (略)

○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）

＜所得税関係＞

（特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例）

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 譲渡(法第三十七条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))に規定する譲渡をいう。以下この条及び次条において同じ。))による収入金額が買換資産(法第三十七条第一項に規定する買換資産をいう。以下この条及び次条において同じ。))の取得価額以下である場合における同項に規定する政令で定める部分は、当該譲渡をし

た同項の表の各号の上欄に掲げる資産で同項に規定する事業の用に供しているもの(以下この条及び次条において「譲渡資産」という。)のうち、当該譲渡資産の価額の百分の二十に相当する金額(当該譲渡資産及び買換資産が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該譲渡資産の価額に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額)に相当する部分とする。

一・二 (略)

5～11 (略)

12 法第三十七条第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める期間とし、同欄に規定する政令で定める事業は、建設業及びひき船業とする。

一 (略)

二 沿海運輸業(本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。)の用に供されている船舶 二十三年

三 (略)

13 法第三十七条第一項の表の第四号の下欄に規定する政令で定めるものは、次に掲げる船舶(その船舶に係る同項の譲渡をした資産に該当する船舶(第二号において「譲渡船舶」という。)に係る事業と同一の事業の用に供されるものに限る。)とする。

一 建造の後事業の用に供されたことのない船舶のうち環境への負荷の低減に資する船舶として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの

二 船舶で、その進水の日から取得の日までの期間が耐用年数(所得税法の規定により定められている耐用年数をいう。)以下であり、かつ、その期間がその船舶に係る譲渡船舶の進水の日から当該譲渡船舶の譲渡の日までの期間に満たないもののうち環境への負荷の低減に資する船舶として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの(前号に掲げるものを除く。)

14～23 (略)

24 国土交通大臣は、第十三項各号の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

<法人税関係>

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第三十九条の七 法第六十五条の七第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する買換資産(以下この条において「買換資産」という。)の取得(建設及び製作を含む。)をした日を含む事業年度終了の日後に当該買換資産を適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格合併等」という。)により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この項において「合併法人等」という。)に移転する場合において、当該合併法人等が当該取得をした日から一年以内に当該買換資産を当該適格合併等により移転を受ける法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときとする。

2～5 (略)

6 法第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める期間とし、同欄に規定する政令で定める事業は、建設業及びひき船業とする。

- 一 (略)
- 二 沿海運輸業(本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。)の用に供されている船舶 二十三年
- 三 (略)

7 法第六十五条の七第一項の表の第四号の下欄に規定する政令で定めるものは、次に掲げる船舶(その船舶に係る同項の譲渡をした資産に該当する船舶(第二号において「譲渡船舶」という。)に係る事業と同一の事業の用に供されるものに限る。)とする。

- 一 建造の後事業の用に供されたことのない船舶のうち環境への負荷の低減に資する船舶として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- 二 船舶で、その進水の日から取得の日までの期間が耐用年数(法人税法の規定により定められている耐用年数をいう。)以下であり、かつ、その期間がその船舶に係る譲渡船舶の進水の日から当該譲渡船舶の譲渡の日までの期間に満たないもののうち環境への負荷の低減に資する船舶として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの(前号に掲げるものを除く。)

8～44 (略)

45 国土交通大臣は、第七項各号の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

○租税特別措置法第三十七条第一項の表第四号及び第六十五条の七第一項の表第四号の規定の適用を受ける船舶（平成二十九年国土交通省告示第三百三号）（抄）

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第十三項各号及び第三十九条の七第七項各号の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条第一項の表第四号及び第六十五条の七第一項の表第四号の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、平成二十九年四月一日から適用する。

次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める船舶

- 一 (略)
- 二 沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）
別表二に掲げる船舶
- 三 (略)

別表一 外航船舶

番号	船舶
2	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海防法」という。）第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（3の項第一号から第十三号までに掲げる用

途及び大きさの船舶のうち、令和五年四月一日以後に建造契約を締結し建造がされたもの又は同日以後に取得（建造契約のない建造を含むものとし、同日前に建造契約を締結し建造がされた船舶でその建造の後事業の用に供されたことのないものの取得を除く。）をするものに限る。）以外の船舶（特定船舶を除く。）で、第一号から第十九号までに掲げる装置、機器及び船型（第二十号から第二十五号までに規定する船舶にあつては、それぞれ第二十号から第二十五号までに掲げる機器及び装置並びに第一号から第十九号までに掲げる装置、機器及び船型）の全てを有している船舶

一 主機関又は推進装置（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ 窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。）が次のいずれかに該当するものに限る。）

（１） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「海防法施行令」という。）第十一条の七の表第一号中欄イからへまで及び第二号中欄イからハまでに掲げる原動機（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百九十五号。以下「平成二十七年改正令」という。）附則第二項各号に掲げるもの及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百三十九号。以下「平成二十二年改正令」という。）附則第六条各号に掲げるものを除く。）であつて、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が次に掲げるその使用する放出海域の区分に応じそれぞれ次に定める値以下となるもの（次に掲げる放出海域のいずれにおいても使用するものにあつては、（i）に掲げる放出海域で使用する場合には（i）に定める値以下となり、かつ、（ii）に掲げる放出海域で使用する場合には（ii）に定める値以下となるもの）

（i） 海防法施行令第十一条の七の表第一号上欄に掲げる放出海域 同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に二十分の十九・五を乗じて算出された値

（ii） 海防法施行令第十一条の七の表第二号上欄に掲げる放出海域 同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を

	乗じて算出された値 (2) 平成二十七年改正令附則第二項各号に掲げる原動機（平成二十二年改正令附則第六条各号に掲げるものを除く。）のうち平成二十七年改正令による改正前の海防法施行令第十一条の七の表第一号から第三号までの上欄に掲げるものであって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同表第一号から第三号までの下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値以下となるもの (3) 平成二十二年改正令附則第六条各号に掲げる原動機のうち平成二十二年改正令による改正前の海防法施行令第十一条の七の表第一号から第三号までの上欄に掲げるものであって、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同欄に掲げる原動機の種類及び能力の区分に応じそれぞれ同表第一号から第三号までの下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に七十分の六十七を乗じて算出された値以下となるもの ロ 電子制御型ディーゼル主機関 ハ 電気推進装置 二 船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置 三 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置 四 主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置 五 燃料タンク（次のいずれかに該当するものに限る。） イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの ロ オーバーフロー・ラインを有するもの 六 機関室内ビルジの高位警報装置 七 （略） 八 自動操舵^だ装置 九～二十五 （略）
--	--

別表二 内航船舶

番号	船舶
1	総トン数が二千トン未満の船舶で第一号から第五号までに掲げる装置、機器及び船型（第六号から第八号までに規定する船舶にあつては、それぞれ第六号から第八号までに掲げる機器及び装置並びに第一号から第五号までに掲げる装置、機

	器及び船型)の全てを有しているもの 一 別表一2の項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる装置 二 発電用機関(次のいずれかに該当するものに限る。) イ 燃料油(加熱を要するものに限る。)の自動温度制御装置付発電機関 ロ A重油専用発電機関 ハ ターボ・ジェネレーター 三 推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型(次のいずれかに該当するものに限る。) イ 推進効率改良型舵^{かじ}(サイドスラスター、整流板付舵^{かじ}、フラップ付舵^{かじ}又はシリリング舵^{かじ}に限る。) ロ 船尾装着フィン ハ 燃料改質器 ニ 空気潤滑システム ホ 船首方位制御装置 ヘ バトックフロー船型 ト エラ船型 チ 船尾バルブ リ バルバスバウ 四 推進効率改良型プロペラ(プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ又はプロペラ前部放射状型取付翼に限る。) 五 LED照明器具(船内居住空間に設置する全ての照明器具をLED照明器具とする場合の当該LED照明器具に限る。) 六 ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー 七 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー(ポンツーン型のものを除く。)を有する船舶にあつては、その動力駆動装置 八 船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては、船舶自動識別装置
2	総トン数が二千トン以上の船舶で第一号から第七号までに掲げる装置、機器及び船型(第八号から第十一号までに規定する船舶にあつては、それぞれ第八号から第十一号までに掲げる機器及び装置並びに第一号から第七号までに掲げる装置、機器及び船型)の全てを有しているもの

一	1の項第一号、第二号及び第四号に掲げる装置
二	推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型（次のいずれかに該当するものに限る。）
イ	推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）
ロ	船尾装着フィン
ハ	燃料改質器
ニ	空気潤滑システム
ホ	船首方位制御装置
ヘ	バトックフロー船型
ト	エラ船型
チ	船尾バルブ
三	サイドスラスター
四	衛星航法装置
五	衝突予防援助装置
六	LED照明器具（船内居住空間に設置する全ての照明器具をLED照明器具とする場合の当該LED照明器具に限る。）
七	バルバスバウ又はバルブレス船首船型
八	ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー
九	荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置
十	コンテナ船又は重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置
十一	船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、船舶自動識別装置

別表三 （略）

■中小企業投資促進税制（中小事業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

<所得税関係>

（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の三 第十条第八項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの（以下この条において「中小事業者」という。）が、平成十年六月一日から令和七年三月三十一日までの

期間(第三項において「指定期間」という。))内に、次に掲げる減価償却資産(第一号から第三号までに掲げる減価償却資産にあつては政令で定める規模のものに限るものとし、匿名組合契約その他これに類する契約として政令で定める契約の目的である事業の用に供するものを除く。以下この条において「特定機械装置等」という。))でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小事業者の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第五号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。))に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。))の年分における当該中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第五号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。))の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。))以下の金額で当該中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一～四 (略)

五 政令で定める海上運送業の用に供される船舶(輸送の効率化等に資するものとして政令で定める船舶にあつては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶として政令で定めるものに限る。))

- 2 前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該中小事業者が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。
- 3 中小事業者が、指定期間内に、特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小事業者の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。))を控除する。この場合において、当該中小事業者の供用年における税額控除限度額が、当該中小事業者の当該供用年の年分の調整前事業所得税額(第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。))の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。
- 4 青色申告書を提出する個人が、その年(事業を廃止した日の属する年を除く。))において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合にお

いて、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は第十条の五の三第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

- 5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年(当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。)における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。
- 6 第一項の規定は、中小事業者が所有権移転外リース取引(所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)により取得した特定機械装置等については、適用しない。
- 7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定機械装置等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- 8 第三項の規定は、確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を限度とする。
- 9 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 10 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)並びに租税特別措置法第十条の三第三項及び第四項(中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除)」とする。

<法人税関係>

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の六 第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者(同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。)
又は同項第九号に規定する農業協同組合等若しくは商店街振興組合で、青色申告書を提出するもの(以下この条において「中小企業者等」という。)が、平成十年六月一日から令和七年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、次に掲げる減価償却資産(第

一号から第三号までに掲げる減価償却資産にあつては政令で定める規模のものに限るものとし、匿名組合契約その他これに類する契約として政令で定める契約の目的である事業の用に供するものを除く。以下この条において「特定機械装置等」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第五号に規定する事業を営む法人で政令で定めるもの以外の法人の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第八項において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額(同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)と特別償却限度額(当該特定機械装置等の取得価額(第五号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一～四 (略)

五 政令で定める海上運送業の用に供される船舶(輸送の効率化等に資するものとして政令で定める船舶にあつては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶として政令で定めるものに限る。)

2 特定中小企業者等(中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。))が、指定期間内に、特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額(第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項までにおいて同じ。))からその指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 青色申告書を提出する法人が、各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。))において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額又は第四十二条の十二の四第二項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、こ

これらの金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

- 4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度(当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。)における税額控除限度額のうち、第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。
- 5 第一項の規定は、中小企業者等が所有権移転外リース取引(法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)により取得した特定機械装置等については、適用しない。
- 6 第一項の規定は、確定申告書等に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- 7 第二項の規定は、確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を限度とする。
- 8 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 9 第四十二条の四第二十二項及び第二十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「第四十二条の六第二項及び第三項」と読み替えるものとする。
- 10 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）

<所得税関係>

(中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第五条の五 (略)

2 (略)

3 法第十条の三第一項第五号に規定する政令で定める海上運送業は、内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)第二条第二項第一号及び第二号に掲げる事業とし、法第十条の三第一

項第五号に規定する政令で定める船舶は、総トン数が五百トン以上の船舶とし、同号に規定する政令で定めるものは、その船舶に用いられた指定装置等(環境への負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が指定する装置(機器及び構造を含む。第十二項において同じ。))をいう。)の内容その他の財務省令で定める事項を国土交通大臣に届け出たものであることにつき財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶とする。

4～11 (略)

12 国土交通大臣は、第三項の規定により装置を指定したときは、これを告示する。

13 (略)

<法人税関係>

第二十七条の六 (略)

2～3 (略)

4 法第四十二条の六第一項第五号に規定する政令で定める海上運送業は、内航海運業法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる事業とし、法第四十二条の六第一項第五号に規定する政令で定める船舶は、総トン数が五百トン以上の船舶とし、同号に規定する政令で定めるものは、その船舶に用いられた指定装置等(環境への負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が指定する装置(機器及び構造を含む。第十項において同じ。))をいう。)の内容その他の財務省令で定める事項を国土交通大臣に届け出たものであることにつき財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶とする。

5～10 (略)

11 国土交通大臣は、第四項の規定により装置を指定したときは、これを告示する。

12 (略)

○租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)(抄)

<所得税関係>

(中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第五条の八 (略)

2～6 (略)

7 施行令第五条の五第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項に規定する財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶は、法第十条の三第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に国土交通大臣の当該事項の届出があつた旨を証する書類の写しを添付することにより明らかにされた船舶とする。

一 その船舶に用いられた指定装置等(施行令第五条の五第三項に規定する指定装置等をいう。次号において同じ。)の内容

二 指定装置等(その船舶に用いることができないものを除く。)のうちその船舶に用いられていないものがある場合には、その理由及び当該指定装置等に代わり用いられた装置(機器及び構造を含む。)の内容

8 (略)

＜法人税関係＞

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の三 （略）

2～6 （略）

7 施行令第二十七条の六第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項に規定する財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶は、法第四十二条の六第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に国土交通大臣の当該事項の届出があつた旨を証する書類の写しを添付することにより明らかにされた船舶とする。

一 その船舶に用いられた指定装置等（施行令第二十七条の六第四項に規定する指定装置等という。次号において同じ。）の内容

二 指定装置等（その船舶に用いることができないものを除く。）のうちその船舶に用いられていないものがある場合には、その理由及び当該指定装置等に代わり用いられた装置（機器及び構造を含む。）の内容

8 （略）

○環境への負荷の低減に資する装置、機器及び構造を指定する告示（令和五年国土交通省告示第二百六十四号）

（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

租税特別措置法施行令第五条の五第三項及び第二十七条の六第四項の規定により環境への負荷の低減に資する装置、機器及び構造を次のように指定する。

一 主機関又は推進装置（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ 窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。）が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十一条の七の表第二号中欄イからハマで掲げる原動機であつて、一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が同号中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分に応じそれぞれ同号下欄に掲げる窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値以下となるものに限る。）

ロ 電子制御型ディーゼル主機関

ハ 電気推進装置

二 発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関

ロ A重油専用発電機関

ハ ターボ・ジェネレーター

三 推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ 推進効率改良型舵かじ（整流板付舵かじ、フラップ付舵かじ又はシリング舵かじに限る。）

ロ 船尾装着フィン

ハ 燃料改質器

- ニ 空気潤滑システム
- ホ バトックフロー船型
- ヘ エラ船型
- ト 船尾バルブ
- 四 船首方位制御装置
- 五 サイドスラスター
- 六 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ、プロペラ前部放射状型取付翼、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。）
- 七 LED照明器具（船内居住空間に設置する全ての照明器具をLED照明器具とする場合の当該LED照明器具に限る。）
- 八 バルバスバウ又はバルブレス船首船型
- 九 熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）
- 十 ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー
- 十一 船舶検査証書（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項の船舶検査証書をいう。）において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、加水分解型の摩擦抵抗低減塗料が船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第六十五条の二第一項（同令第六十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線より下方の部分（同法第三条に規定する船舶以外の船舶にあっては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの七十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布された船体
- 十二 航海支援システム（気象及び海象に係る予測情報に基づく環境への負荷の低減に資する最適な航路及び速力を表示する装置を有するものに限る。）